

◎新潟県企業局訓令第4号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和52年6月新潟県企業局訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施する。

平成26年3月31日

新潟県企業管理者 早 福 弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(安全管理者)</p> <p>第7条 <u>発電管理センター</u>に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による安全管理者を置く。</p> <p>2 安全管理者は、<u>発電管理センター</u>の職員のうち労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第5条の規定による資格を有する者の中から事業所の長が選任する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(安全管理者)</p> <p>第7条 <u>下越発電管理所</u>に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による安全管理者を置く。</p> <p>2 安全管理者は、<u>下越発電管理所</u>の職員のうち労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第5条の規定による資格を有する者の中から事業所の長が選任する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(衛生管理者)</p> <p>第8条 局本庁及び<u>発電管理センター</u>に法第12条第1項の規定による衛生管理者を置く。</p> <p>2 衛生管理者は、局本庁及び<u>発電管理センター</u>の職員のうち都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は規則第10条の規定による資格を有する者の中から事業所の長が選任する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(衛生管理者)</p> <p>第8条 局本庁及び<u>下越発電管理所</u>に法第12条第1項の規定による衛生管理者を置く。</p> <p>2 衛生管理者は、局本庁及び<u>下越発電管理所</u>の職員のうち都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は規則第10条の規定による資格を有する者の中から事業所の長が選任する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(安全衛生推進者)</p> <p>第9条 事業所（<u>発電管理センター</u>は除く。以下次項及び第3項において同じ。）に法第12条の2の規定による安全衛生推進者を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(安全衛生推進者)</p> <p>第9条 事業所（<u>下越発電管理所</u>は除く。以下次号及び第3号において同じ。）に法第12条の2の規定による安全衛生推進者を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(設置)</p> <p>第11条 局本庁及び<u>発電管理センター</u>に法第13条の規定による産業医を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第11条 局本庁及び<u>下越発電管理所</u>に法第13条の規定による産業医を置く。</p>
<p>(職務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 産業医は、少なくとも毎月1回以上局本庁及び<u>発電管理センター</u>を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、事業所の長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。</p>	<p>(職務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 産業医は、少なくとも毎月1回以上局本庁及び<u>下越発電管理所</u>を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、事業所の長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。</p>
<p>(衛生委員会)</p> <p>第18条の2 局本庁及び<u>発電管理センター</u>に法第18条に規定する衛生委員会を置く。</p>	<p>(衛生委員会)</p> <p>第18条の2 局本庁及び<u>下越発電管理所</u>に法第18条に規定する衛生委員会を置く。</p>

2・3 (略)

4 第14条第2項及び第3項の規定並びに第15条から第18条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、「安全衛生会議」とあるのは「衛生委員会」と、「前条第1項第1号に規定する委員」とあるのは「総務課長及び発電管理センター所長」と、「総務課」とあるのは「総務課及び当該事業所の庶務を担当する課」とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 第14条第2項及び第3項の規定並びに第15条から第18条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、「安全衛生会議」とあるのは「衛生委員会」と、「前条第1項第1号に規定する委員」とあるのは「総務課長及び下越発電管理所所長」と、「総務課」とあるのは「総務課及び当該事業所の庶務を担当する課」とそれぞれ読み替えるものとする。